



2026年7月22日

各 位

会 社 名 日本ナレッジ株式会社
代 表 者 代表取締役社長 藤井 洋一
(コード番号:5252 東証グロース)
問合せ先 取締役管理本部長 青木 一男
(TEL 03-3845-4781 代表)

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、2026年7月22日（以下「本割当決議日」といいます。）開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行（以下「本新株式発行」又は「発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026年8月20日
(2) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式 13,400株
(3) 発行価額	1株につき 790円
(4) 発行総額	10,586,000円
(5) 割当予定先	当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。） 4名 4,000株 当社の執行役員（取締役を兼務しない。） 9名 9,400株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2025年5月27日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。また、2026年5月15日付「譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社は、2026年6月26日開催予定の第41回定時株主総会における監査等委員会設置会社への移行に伴い、同総会において、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）に基づき、譲渡制限付株式報酬として、対象取締役に対して、年額50,000千円以内の金銭債権を支給し、年60,000株以内の当社の普通株式を発行又は処分することにつき、ご承認をいただいております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度の対象を当社の執行役員に拡張するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）4名及び執行役員（取締役

を兼務いたしません。) 9名(以下、併せて「対象取締役等」と総称します。)に対し、本制度の目的、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭債権合計10,586,000円の現物出資と引換えに当社の普通株式13,400株を付与することを決議いたしました。

3. 割当契約の概要

本新株発行に伴い、当社と対象取締役等は個別に譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

① 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は30年間、対象執行役員は3年間(以下「譲渡制限期間」といいます。)の満了まで、当該対象取締役等に割当てられた譲渡制限付株式(以下「本割当株式」といいます。)につき、譲渡、担保権の設定その他処分をすることができない(以下、「譲渡制限」といいます。)こと。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役等が、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役又は執行役員(以下、「取締役等の地位」という。)を退任した場合その他一定の事由が生じた場合には、取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得いたします。また、本割当株式のうち、譲渡制限期間が満了した時点において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役等が、本譲渡制限期間中に継続して当社の取締役等の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、本譲渡制限期間が満了した時点(ただし、取締役が正当な事由により退任した場合又は死亡により退任した場合は当該退任の直後の時点)をもって、譲渡制限を解除いたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、当社が定める証券会社において当社が指定する方法で、本割当株式について記載又は記録する口座開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持いたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得いたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年7月21日(取締役会決

議日の前営業日)の東京証券取引所グロース市場における当社の 普通株式の終値である790円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上